

# 鳥取県公報

昭和42年8月11日 金曜日

鳥 取 県 公 報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当該休日は、翌日が休日である場合)

- 二 実施する区域 別表のとおり
- 三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲
- 1 結核病検査及びブルセラ病検査
- 牛と同一構内で飼育している雌牛及びこれらの搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれら牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。
- 2 ピロプラズマ病検査及びだに駆除
- 牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

- ◇ 告 示 家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施
- ◇ 公 告 鶏等の移入を禁止する区域の指定
- 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律による公聴会の開催

- ◇ 告 示 風俗営業等取締法による聴聞の実施
- 農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験の実施
- 昭和四十二年度鳥取県職員採用初級試験の実施

## 告 示

別表

### 結核病検査及びブルセラ病検査

実 施 期 日	実 施 場 所
八月 十八日	羽合町
八月二十一日	東郷町
八月二十四日	門田、長和田、花見
大栄町	横手、片柴、坂本、吉田

### 鳥取県告示第五百二十五号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、結核病検査、ブルセラ病検査、ピロプラズマ病検査及びだに駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第六条の規定に基づき牛の所有者に對して検査又は駆除を受けることを命ずる。

昭和四十二年八月十一日

鳥取県知事 石破一朗

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病及びピロプラズマ病予防のため

八月二十二日	八月二十五日	八月二十六日	八月二十七日	八月二十八日	八月二十九日	八月三十日	八月三十一日	八月二十六日	八月二十七日	八月二十八日	八月二十九日	八月三十日	八月三十一日	八月二十二日	八月二十五日
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
八月二十三日	八月二十六日	八月二十七日	八月二十八日	八月二十九日	八月三十日	九月二日	"	八月二十六日	八月二十七日	八月二十八日	八月二十九日	八月三十日	九月二日	八月二十三日	八月二十六日
八月二十四日	八月二十七日	八月二十八日	八月二十九日	八月三十日	"	"	"	八月二十六日	八月二十七日	八月二十八日	八月二十九日	八月三十日	"	八月二十四日	八月二十七日
八月二十五日	八月二十八日	八月二十九日	八月三十日	"	"	"	"	八月二十六日	八月二十七日	八月二十八日	八月二十九日	八月三十日	"	八月二十五日	八月二十八日
八月二十六日	八月二十九日	八月三十日	"	"	"	"	"	八月二十六日	八月二十七日	八月二十八日	八月二十九日	八月三十日	"	八月二十六日	八月二十九日
八月二十七日	八月三十日	"	"	"	"	"	"	八月二十六日	八月二十七日	八月二十八日	八月二十九日	八月三十日	"	八月二十七日	八月三十日
八月二十八日	"	"	"	"	"	"	"	八月二十六日	八月二十七日	八月二十八日	八月二十九日	八月三十日	"	八月二十八日	八月三十日
八月二十九日	"	"	"	"	"	"	"	八月二十六日	八月二十七日	八月二十八日	八月二十九日	八月三十日	"	八月二十九日	八月三十日
八月三十日	"	"	"	"	"	"	"	八月二十六日	八月二十七日	八月二十八日	八月二十九日	八月三十日	"	八月三十日	八月三十日
三朝町	三朝町	倉吉市	大谷検診場	実施区域	実施期日	実施区域	実施期日	実施区域	実施期日	実施区域	実施期日	実施区域	実施期日	実施区域	実施期日
関金町	関金町	関金町	関金町	関金町	八月二十二日	八月二十三日	八月二十四日	八月二十五日	八月二十六日	八月二十七日	八月二十八日	八月二十九日	八月三十日	九月二日	八月二十二日
木地山	木地山	富海	大谷原	実施区域	実施期日	実施区域	実施期日	実施区域	実施期日	実施区域	実施期日	実施区域	実施期日	実施区域	実施期日
関金町	関金町	関金町	関金町	関金町	八月二十二日	八月二十三日	八月二十四日	八月二十五日	八月二十六日	八月二十七日	八月二十八日	八月二十九日	八月三十日	九月二日	八月二十二日
倉吉市	倉吉市	倉吉市	倉吉市	倉吉市	八月二十二日	八月二十三日	八月二十四日	八月二十五日	八月二十六日	八月二十七日	八月二十八日	八月二十九日	八月三十日	九月二日	八月二十二日
泊村	泊村	泊村	泊村	泊村	八月二十二日	八月二十三日	八月二十四日	八月二十五日	八月二十六日	八月二十七日	八月二十八日	八月二十九日	八月三十日	九月二日	八月二十二日
東郷町	東郷町	東郷町	東郷町	東郷町	八月二十二日	八月二十三日	八月二十四日	八月二十五日	八月二十六日	八月二十七日	八月二十八日	八月二十九日	八月三十日	九月二日	八月二十二日
倉吉市	倉吉市	倉吉市	倉吉市	倉吉市	八月二十二日	八月二十三日	八月二十四日	八月二十五日	八月二十六日	八月二十七日	八月二十八日	八月二十九日	八月三十日	九月二日	八月二十二日
原、石脇、筒地	原、石脇、筒地	原、石脇、筒地	原、石脇、筒地	原、石脇、筒地	八月二十二日	八月二十三日	八月二十四日	八月二十五日	八月二十六日	八月二十七日	八月二十八日	八月二十九日	八月三十日	九月二日	八月二十二日
泰久寺、松河原、安歩	泰久寺、松河原、安歩	泰久寺、松河原、安歩	泰久寺、松河原、安歩	泰久寺、松河原、安歩	八月二十二日	八月二十三日	八月二十四日	八月二十五日	八月二十六日	八月二十七日	八月二十八日	八月二十九日	八月三十日	九月二日	八月二十二日
大宮西鴨、倉吉市農業協同組合小鴨所	大宮西鴨、倉吉市農業協同組合小鴨所	大宮西鴨、倉吉市農業協同組合小鴨所	大宮西鴨、倉吉市農業協同組合小鴨所	大宮西鴨、倉吉市農業協同組合小鴨所	八月二十二日	八月二十三日	八月二十四日	八月二十五日	八月二十六日	八月二十七日	八月二十八日	八月二十九日	八月三十日	九月二日	八月二十二日
本泉、森、大柿	本泉、森、大柿	本泉、森、大柿	本泉、森、大柿	本泉、森、大柿	八月二十二日	八月二十三日	八月二十四日	八月二十五日	八月二十六日	八月二十七日	八月二十八日	八月二十九日	八月三十日	九月二日	八月二十二日
藤津、漆原	藤津、漆原	藤津、漆原	藤津、漆原	藤津、漆原	八月二十二日	八月二十三日	八月二十四日	八月二十五日	八月二十六日	八月二十七日	八月二十八日	八月二十九日	八月三十日	九月二日	八月二十二日
千目、西穂波、島、穂波	千目、西穂波、島、穂波	千目、西穂波、島、穂波	千目、西穂波、島、穂波	千目、西穂波、島、穂波	八月二十二日	八月二十三日	八月二十四日	八月二十五日	八月二十六日	八月二十七日	八月二十八日	八月二十九日	八月三十日	九月二日	八月二十二日
栗尾、倉吉市農業協同組合西郷支所	栗尾、倉吉市農業協同組合西郷支所	栗尾、倉吉市農業協同組合西郷支所	栗尾、倉吉市農業協同組合西郷支所	栗尾、倉吉市農業協同組合西郷支所	八月二十二日	八月二十三日	八月二十四日	八月二十五日	八月二十六日	八月二十七日	八月二十八日	八月二十九日	八月三十日	九月二日	八月二十二日
本泉、森、大柿	本泉、森、大柿	本泉、森、大柿	本泉、森、大柿	本泉、森、大柿	八月二十二日	八月二十三日	八月二十四日	八月二十五日	八月二十六日	八月二十七日	八月二十八日	八月二十九日	八月三十日	九月二日	八月二十二日
藤津、漆原	藤津、漆原	藤津、漆原	藤津、漆原	藤津、漆原	八月二十二日	八月二十三日	八月二十四日	八月二十五日	八月二十六日	八月二十七日	八月二十八日	八月二十九日	八月三十日	九月二日	八月二十二日

ニユーカッスル病予防に関する規則（昭和二十六年八月鳥取県規則第四十七号）第一条の規定に基づき、鶏、あひる、その死体又はニユーカッスル病の病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域として別表のとおり指定し、昭和四十二年三月鳥取県告示第二百二号（鶏等の移入を禁止する区域の指定について）は、廃止する。

昭和四十二年八月十一日

鳥取県知事 石破朗  
別表

岡山県	宮崎県	愛知県	静岡県	埼玉県	東京都	千葉県	群馬県
山梨県	福岡県	栃木県	鹿児島県	長野県	福島県	香川県	滋賀県
広島県	島根県	山形県	大分県	愛媛県	石川県	和歌山県	福井県

鳥取県告示第五百二十七号

鳥獸保護及狩獵ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第一条ノ四第一項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獸保護及狩獵ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第四十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十二年八月十一日

鳥取県知事 石破朗

一日時 昭和四十二年九月一日 午後一時

二場所 東伯郡東伯町徳方

東伯町役場会議室

三 案件 オスイタチの捕獲禁止区域 (東伯郡大栄町、東伯町、赤崎町の1円の地域、面積一七、五一〇ヘクタール、存続期間二箇年間) の設定について

四 公聴会開催に関する問合せ先 鳥取県農林部造林課

## 公安委員会告示

### 鳥取県公安委員会告示第318号

風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第二百二十一号)第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第一項の規定により告示する。

昭和四十一年八月十一日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵

### 一 聽聞の期日及び場所

昭和四十一年八月二十三日 午後一時から

米子市糀町一丁目一五一 米子警察署

### 二 聽聞当事者の住所及び氏名

1 米子市皆生一七〇三の一四	牛 島 幸 代
2 米子市皆生一九五二	浦 川 紗 子
3 米子市皆生一八九四	田 辺 美 代
4 米子市皆生一八八九	杉 本 信 男
5 米子市皆生一九五〇	古 好 武 夫
6 米子市上福原一七九八	谷 昌 子

公 告

鳥取県改良普及員資格試験条例(昭和27年12月鳥取県条例第5.9号)

第2条の規定に基づき、農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験を次の要領により実施する。

昭和42年8月11日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和42年度農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験実施要領

### 1 試験期日

昭和42年10月17日から10月19日まで  
毎日午前9時から午後4時30分まで

### 2 試験場所

鳥取市東町1丁目 鳥取県庁第2第3会議室

### 3 受験出願書類受付期限

昭和42年9月15日まで(9月15日の消印あるものは有効とする。)

### 4 受験出願書類提出先

鳥取市東町1丁目 鳥取県農林部農業指導課  
(封筒に「受験願書在中」と朱書すること。)

### 5 試験方法

試験は、口述試験及び筆記試験とし、口述試験は、社会常識その他の改良普及員として必要な能力について、筆記試験は、8(受験資格)の(1)

3 昭和42年8月11日 金曜日	鳥取県公報
------------------	-------

又は(5)に該当する者であつては、改良普及員として必要な教養並びに農業についての専門的技術及び知識に関する事項のうち、8 (受験資格) の(2)から(4)に該当する者であつては、改良普及員として必要な教養並びに農業についての一般的技術及び知識に関する事項のうち、それぞれ次に表の左欄に掲げる区分にしたがい、同表の中欄に掲げる必須項目及び同欄に対応する同表の右欄に掲げる選択項目について行なう。

区分	必須項目	選択項目	(選択項目は4)
8 (受験資格) の 農業改良普及員 資格試験 (1)又は(5)に該当す る者 (選択項目は1)	農業方法 農業經營	作物 芸虫 昆蟲 植物 病害 病理 育苗 飼育 栽培 及び 家畜 家畜 畜育 種繁 化 機械 改 良 機 肥 化 肥 水 改 機	作園 植物 病害 植物 病害 栽培 及び 家畜 家畜 畜育 種繁 化 機 改 良 機 肥 化 肥 水 改 機
生活改良普及員 資格試験	教育方法 農業 教育 一般	農業 業務 經營 合 農業 經營 評価 む 被食 住家 家庭 管 理 服物 居 理 童 化 學 係 生	兒童 家庭 物理 化學 關係 生 家庭 物理 化學 關係 生
生活改良普及員 資格試験	教育方法 農業 教育 原論	被食 住家 家庭 管 理 服物 居 理 童 化 學 係 生	兒童 家庭 物理 化學 關係 生

## 6 出願書類

- (1) 受験願書 (別記様式第1号)
- (2) 履歴書 (別記様式第2号)

(3) 写真（最近6月以内に撮影した正面、上半身、無帽の名刺判で無台紙のもの。裏面に氏名及び撮影年月日を自署すること。）

(4) 最終学校卒業証明書若しくは卒業見込証明書又は検定合格証明書（修得単位又は修得単位見込数を証明する学校長の証明書を添付すること。）

(5) 受験有資格者であることを証明する書類（別記様式第3号）

(6) 身体検査書（県立保健所の長又は官公立病院の長の証明を受けたものでなければならない。）

7 受験手数料及びその納付方法等

(1) 受験手数料 500円

(2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書に貼りつけ、消印しないこと。  
ただし、県外の受験希望者は、現金書留で(1)に記載する金額を納入すること。

(3) 既に納付した手数料は還付しない。

8 受験資格

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（同法第109条に規定する大学を除く。）において農業（生活改良普及員資格試験にあっては家政。以下同じ。）に関する正規の課程を修めて卒業した者若しくは当該課程を修める者のうち試験実施期日から起算して1年以内に卒業見込みの者又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において農業に関する正規課程を修めて卒業したもの。

(2) 学校教育法第109条に規定する大学、都道府県立農業講習所、財團法人農民教育協会鰐淵学園若しくは学校法人自由学園最高学部第2

部において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者、園芸試験場及び茶業試験場農業技術研修規程（昭和36年農林省告示第1360号）による研修課程を修了した者若しくはこれらの課程を修める者の

うち試験実施期日から起算して1年以内に卒業若しくは修了する見込みの者、旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校、

旧師範教育令（昭和18年勅令第109号）による女子高等師範学校若しくは青年師範学校、旧財團法人農民教育協会高等農事講習所、旧全國農業高等農事講習所若しくは旧学校法人自由学園高等科において農業に関する正規課程を修めて卒業した者、旧実業専門学校卒業程度検定規定（昭和16年文部省令第54号）若しくは専門学校卒業程度検定規定（昭和18年文部省令第46号）により農業に関する学科目の検定に合格した者、旧実業学校教員検定に関する規程（大正11年文部省令第4号）若しくは旧中学校高等女学校教員検定規程（明治41年文部省令第32号）により農業に関する学科目の検定に合格した者又は農業技術研究所及び農業試験場農業技術研修規程（昭和34年農林省告示第416号）による研修課程を修了した者

(3) 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を卒業した者及びこれと同等以上の学力を有する者を入学若しくは入所資格とする教育機関((1)及び(2)に規定するものを除く。)において、農業に関する課程を修めて卒業した者で、当該試験の実施期日までに、当該教育機関における修業年限と次のア若しくはイの職務に従事した期間又はそれらの期間を通算した期間が4年以上に達するもの  
ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の農業に関する試験研究期間又は学校教育法による高等学校、旧中等学校令による中等

昭和42年8月11日金曜日

島駿公民報

## 学校その他これらと同等以上の教育機関における農業に関する試験

## 研究又は教育

イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における農業に関する技術についての普及指導

## (4) 学校教育法による高等学校、旧中等学校令による中等学校、旧実業学校令（明治32年勅令第29号）による実業学校、旧師範教育令による師範学校、師範教育令改正の件（昭和18年勅令第109号）施行以前の師範教育令（昭治30年勅令第346号）による師範学校、旧高等女学校令（明治32年勅令第31号）による高等女学校、旧中等学校令（明治32年勅令第28号）による中学校若しくは旧学校法人自由学園普通科を卒業した者又は大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）、旧専門学校入学者検定規程（大正13年文部省令第22号）若しくは旧実業学校卒業程度検定規程（大正14年文部省令第30号）による検定に合格した者で卒業又は検定合格後当該試験の実施期日までに(3)のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が4年以上に達するもの

(5) 学校教育法による大学（同法第109条に規定する大学を除く。）を卒業した者又は試験実施期日から起算して1年以内に卒業見込の者で、次の表の左欄に掲げるすべての専門科目につき、それぞれ同表右欄に掲げる単位数以上の単位数を修得したもの又は当該単位を修得する見込のあるものは(1)の家政に関する正規の課程を修めて卒業した者又は卒業する見込のある者とみなす。

専門科目	単位数
1 家政学原論	2
2 被服学、衣料学	4
3 食品学、栄養学	6
4 住居学	4
5 家庭管理学、家庭経済学、家族関係	4
6 育児学、家庭看護学、衛生学	2
7 調理実習、食品加工	6
8 被服実習	4

## 備考

左欄1から8までは、専門科目群とし、1専門科目群のうちから専門科目1又は2以上にわたって右欄の単位数以上の単位を修得するものとする。

## (6) その他

ア 日本国以外の地域において、旧日本帝国法令による学校を卒業した者は、日本国におけるこれと同等の学校を卒業した者とみなす。

イ 外国にある学校（(6)のアの学校を除く。）を卒業したものは、当該学校の修業年限及び課程に応じて、知事がこれに相当すると認定した日本国の学校を卒業した者とみなす。

ウ 外国の行政機関、教育機関又は団体において、農業に関する技術についての試験研究、教育又は普及指導に従事した者は、知事がこれと相当すると認めた日本国の行政機関、教育機関又は法人格を有する団体において、当該在職期間と同一期間試験研究、教育又は普及指導に従事した者とみなす。

0052

第3859号 (第三種郵便物認可)

鳥取県公報 日曜金曜日 11月 8月 42年 和

試験実施後 1月以内に試験合格者の氏名を県公報により公表するとともに合格者に通知し合格証書を交付する。

## 10 その他

(1) 試験に關し不正行為があつた場合は試験を停止し、又はその合格を無効とする。

(2) 試験に關する詳細は、鳥取県農林部農業指導課に照会すること。  
(郵便で照会する場合は、35円に相当する返信切手を同封すること。)

## 別記様式第1号 (日本工業規格B5)

受験願書

500円の鳥取県  
県収入証紙を  
貼付(消印)  
(ない)のこと

農業(生活)改良普及員資格試験を受けたいので、関係書類を添えて出願します。

年 月 日 氏名

㊞

鳥取県知事石破二朗殿

記

ふりがな	姓	名	年	月	日生	性別
本籍						
現住所						
必須項目						
選択項目						

## 別記様式第2号 (日本工業規格B5)

履歴書

氏名	年	月	日生	性別

現住所	学年	履歴

職業	年	月	日	職業	年	月	日

貢

罰

上記のとおり相違ありません。

年 月 日 氏名

㊞

00529

第3859号

8

第三種郵便物認可) 昭和42年8月11日 火曜日

報 告 取 鳥 島 县 公 布

別記様式第3号(日本工業規格B5)

受 驗 資 格 証 明 書

職 名  
氏 名

年 月 日 生

- 1 普及指導に従事した期間及び勤務場所
- 2 試験研究に従事した期間及び勤務場所
- 3 教育に従事した期間及び勤務場所

上記に相違ないことを証明する。

所屬長 職 名  
氏 名

(印)

昭和42年度鳥取県職員採用初級試験の実施について次のとおり公告する。

昭和42年8月11日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 藏

1 試験区分及び採用予定人員

試験区分	採用予定人員	職務内容
一般事務(A)	約 2 名	知事の事務部局のうち鳥取地区の機関に勤務し、一般事務に従事します。
一般事務(B)	約 6 名	知事の事務部局、教育委員会事務局、警察本部、県立高等学校等に勤務し、調査、監査、対外折衝等の女子を充てるにはふさわしくない一般事務又は業務に従事します。

2 受験資格

(1) 学歴

学歴は問いませんが、高等学校卒業程度の学力を必要とします。

(2) 年齢及び性別

試験区分	年齢及び性別
一般事務(A)	昭和19年4月2日から昭和25年4月1日までに生まれた者で男女の別を問いません。
一般事務(B)	昭和19年4月2日から昭和25年4月1日までに生まれた者で男子に限ります。

(3) 受験できない者

次のアからオまでのいずれかに該当する者は、受験できません。

- ア 日本国籍を有しない者
- イ 禁治産者及び準禁治産者
- ウ 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 第1次試験

(1) 方 法

ア 教養試験

公務員として必要な一般知能及び教養について、択一式による試験を行ないます。

イ 作文試験

主として文章による表現力、まとめ方等について試験を行ないます。

(2) 日時及び場所

昭和42年10月8日(日)に鳥取市及び米子市において行ないます。時刻及び試験場は、受験票交付の際にお知らせします。

(3) 第1次試験合格者の決定及び発表

ア 決定の方法

教養試験及び作文試験の成績を総合して試験区分ごとに高点順に合格者を決定します。

イ 発 表 表

昭和42年10月17日(火)に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

## 4 第2次試験

6 第2次試験は、第1次試験の合格者に対して行ないます。

## (1) 方 法

## ア 口述試験

主として人物について、個別面接による試験を行ないます。

## イ 適性検査

職務遂行上必要な素質及び適性についての検査を行ないます。

## ウ 身体検査

胸部疾患の有無に重点をおいて、職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについて、検査を行ないます。

## エ 身上調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否その他について行ないます。

## (2) 日時及び場所

昭和42年11月上旬に鳥取市において行ないますが、詳細については第1次試験合格者に通知します。

## 5 最終合格者の発表

昭和42年11月上旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

## 6 合格から採用まで

(1) 合格者は、各試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に登載されたうえ、任命権者の請求に応じて成績順に提示され、そのうちから採用者が決定されます。

(2) 採用候補者名簿の効力は、原則として1年間です。

(3) 給与は原則として、給料月額17,300円（行政職給料表7等級2号給）を支給されますが、経験年数のある者は、その経験年数に応じて、それ以上になり、その後毎年1回定期に昇給します。そのほか手当として、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

## 7 受験手続及び受付期間

## (1) 申込用紙の請求

申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局に請求してください。郵便による場合は、封筒の表に「初級申込書請求」と朱書きし、あて先を明記して15円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。切手のないものは送付しません。

なお、下記のところでも申込用紙をお渡ししますが、この場合郵送による請求に対しては、送付しません。

倉吉市巣城279	鳥取県中部県税事務所	総務課
米子市糀町1丁目160	鳥取県西部県税事務所	総務課

## (2) 申込方法

申込用紙に必要事項を記入し、鳥取県人事委員会事務局に提出してください。郵便による場合は、封筒の表に「初級受験申込み」と朱書きしてください。なお、受験票は後日郵送しますので、受験票の郵便はがき欄に住所及び氏名を記入し、7円切手をはつてください。切手のないものは受験票を送付しません。

## (3) 受付期間

申込みは、昭和42年9月1日（金）から昭和42年9月14日（木）まで（受付時間は午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、土曜日は、午前11時30分まで）です。

郵送の場合は、昭和42年9月14日（木）までの消印のあるものに限り受け付けます。

## 8 そ の 他

この試験の受験手続等については、鳥取県人事委員会事務局に照会してください。なお、郵便で照会する場合は、あて先を明記して15円切手をはつた返信用封筒を必ず同封してください。

（本文の下部には、申込用紙の記載事項と同様の記載が複数回繰り返されています。）